

Ashiya information

お知らせ

産後ケア事業を拡充



令和6年度より市内の生後1年未満のお子さんとお母さんを対象に、心身のケアや健康管理を行う「産後ケア」を拡充します。変更点は対象者の拡充・利用料金減額に加え新たに訪問型を開始します。

種類	利用時間	利用料金		
		夫と妻の所得が1,500万円以上	一般世帯	市民税非課税世帯・生活保護世帯
訪問型	日中2時間程度	2,000円	1,000円	0円
通所型	午前10時～当日の午後4時	8,000円	4,500円	500円
宿泊型	午前10時～最終日の午後3時	9,000円	5,000円	1,000円

※夫と妻の合算所得の計算方法は市ホームページで確認下さい
※多胎は乳児1人につき500円(訪問型・通所型)・1500円(宿泊型)

■対象 芦屋市に住民票がある生後1年未満のお子さんとお母さん、医療行為を必要としない方
※施設により対象月齢が異なります

■申し込み ホームページをご覧ください。

■問い合わせ こども家庭・保健センター ☎31-0611

後期高齢者医療制度の保険料率変更



【令和6年度から後期高齢者医療制度の一部が改正】
「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の施行により、後期高齢者医療制度では出産育児一時金に係る費用の一部支援、および後期高齢者負担率の引き上げの見直しが行われます。

【令和6・7年度の保険料率】

保険料は均等割額「52,791円」と所得割額「賦課のもととなる所得金額×11.24%(所得割率)」の合計(賦課限度額80万円)となります。個人ごとの保険料は、7月中旬に送付する保険料額決定通知書でお知らせします。

【保険料率の激変緩和措置について

(令和6年度のみ適用)】

制度改正による急激な増額を緩和するため、次

のいずれかに該当する人は令和6年度に限り記載の料率を適用します。

▶賦課のもととなる所得金額が58万円(年金収入211万円相当)以下の方…所得割率10.32%

▶昭和24年3月31日までに生まれた方および令和7年3月31日までに障害認定により資格を取得された方…賦課限度額73万円

※賦課のもととなる所得金額とは、総所得金額等から基礎控除額43万円を差し引いた金額です。

■問い合わせ 保険課後期高齢者医療係 ☎38-2037/兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎078-326-2021

指定管理者を決定

4月1日～令和11年3月31日(集会所は令和9年3月31日)次の事業者が管理運営します。より一層のサービス向上に努めます。

施設名称	指定管理者	所管課
芦屋市立地区集会所	芦屋市地区集会所運営協議会連合会	市民参画・協働推進課 ☎38-2007
芦屋市立潮芦屋交流センター	NPO法人芦屋市国際交流協会	広報国際交流課 ☎38-2008
芦屋市自転車駐車場	サイカパーキング株式会社	道路・公園課 ☎38-2480
芦屋市総合公園	ミズノ・芦屋市スポーツ協会・理研グリーン共同体	道路・公園課 ☎38-2065
美術博物館 谷崎潤一郎記念館	小学館集英社プロダクション共同体	生涯学習課 ☎38-2115
シンコースポーツ 体育館・青少年センター等	SANスポーツ マネジメント芦屋	スポーツ推進課 ☎22-7910
海浜公園有料公園施設・朝日ヶ丘有料公園施設	セントラルスポーツ株式会社	スポーツ推進課 ☎22-7910

申請・届け出

就学援助費の申請



芦屋市立の小・中学校に就学している児童・生徒の保護者で、経済的な理由により就学させることが困難な人に対し、学用品・通学用品費・校外活動費などの援助を行っています。

■対象 次のいずれかにあてはまる人

生活保護受給者等 / 児童扶養手当受給者 / 失業中の人 / 世帯の年間所得額が基準額以下の人 / 家計急変により家計急変後1年間の総所得額が基準以下になる見込みの世帯

■申し込み 申請書(小・中学校で配布、市ホームページでダウンロード可)を郵送または持参で下記へ

■問い合わせ 教育委員会管理課 ☎38-2085 (〒659-8501 住所不要)

芦屋市大学等入学支援金 給付制度(入学後受付)



経済的な理由で大学等への進学が困難な方は、「芦屋市大学等入学支援金制度」により「芦屋市大学等受験料支援金」や「芦屋市大学等入学支援金」を受けることができます。

■対象 次のすべてにあてはまる方

【芦屋市大学等受験料支援金】

▶1年以上継続して本市に住所を有している方

▶令和5年度に大学・短期大学等を受験し、令和6年4月に大学・短期大学等に入学された方※専門学校・大学院は対象外▶国の高等教育の修学支援新制度を申請し、第1区分で採用されていること▶令和5年度に芦屋市大学等受験料支援金を受けていないこと

【芦屋市大学等入学支援金】

▶1年以上継続して本市に住所を有している方

▶令和6年4月に大学・短期大学等に入学された方※専門学校・大学院は対象外▶国の高等教育の修学支援新制度を申請し、第1区分で採用されていること▶令和5年度に芦屋市大学等入学支援金を受けていないこと

【共通】

▶国の高等教育の修学支援新制度への申請をしていない方は入学した大学等に問い合わせください

■給付金 【芦屋市大学等受験料支援金】上限

10万円・申請可能試験数3試験まで(1試験

あたり上限35,000円)※申請は1人1回まで

【芦屋市大学等入学支援金】上限20万円(1人1回限り)※入学金から国の高等教育の修学支援新制度で減免される額を差し引いた金額が受けられます

■申し込み 必要書類を下記へ

■問い合わせ 教育委員会管理課 ☎38-2085

スポーツ活動助成金



市が定める大会(日本スポーツ協会等の構成団体が主催)に出場する市民へ1年度に1回限り助成金を交付します。

■対象 市内に住所を有するプロアスリートでない方

■申し込み 大会出場1週間前に申請書・必要書類一式・身分証明書のコピー(住所が確認できるもの)、大会出場後速やかに報告書・必要書類一式、助成金受領後に受領証を下記へ提出。
※申請者と振込先口座名義人が違う場合は委任状が必要です。申請時にお伝えください。
※申請書・報告書は市ホームページまたは下記窓口にて配布

■問い合わせ スポーツ推進課 ☎22-7910/FAX 22-1633 (〒659-0072 川西町15-3)